

第6回 議員定数等検討小委員会会議次第

日時：平成15年11月17日午後2時～

場所：伊野町立公民館

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 題

- ・新町の議会議員の定数及び任期について
- ・選挙区の設定について

4 その他

5 閉 会

議員定数等検討小委員会において協議すべき事項

	1案	2案	3案
区 分	合併特例法を適用しない場合(地方自治法による原則)	合併特例法第6条を適用する場合(定数に関する特例)	合併特例法第7条を適用する場合(在任に関する特例)
議 会 議 員 の 身 分	合併関係市町村の廃止と同時に議員は失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に議員は失職する。	合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き新町の議会議員として在任することができる。
任 期	設置選挙の日から4年(地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年(地方自治法第93条第1項)	在任特例(2年以内)の範囲内
新町の議 会議員の 定数	【地方自治法第91条第2項に基づく合併関係市町村の人口(地方自治法第254条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。】 定数の上限:26人(人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村) 新町の議会議員の定数は、上限数26人の範囲内で協議する必要がある。	【設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。】 定数の上限:52人(人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 26人の2倍を超えない範囲) 定数特例を適用した議会議員の定数は、上限数52人の範囲内で協議し、更に定数特例終了後の議員定数についても、上限数26名の範囲内で協議する必要がある。(地方自治法第91条第7項)	【市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が、地方自治法第91条の定数を超えるときには、同条の規定に関わらず、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とする。】 在任期間内の定数:41名(3町村の議会議員数) 在任特例期間終了後、最初に行われる一般選挙の議会議員の定数は、上限数26人の範囲内で協議する必要がある。(地方自治法第91条第7項)
選 挙 期 日	設置の日から50日以内	設置の日から50日以内	設置選挙は行わない。
補 欠 選 挙	有	有	無
選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項)		
	合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条)		各選挙区から選出される議員の数は、人口に比例して条例で定める。ただし、特別な事情があるときには、概ね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(公職選挙法第15条8項)
協 議 す べ き 事 項 (各項目に おいての 選 択 理 由)	1 議会議員の定数は何人とするか。 2 選挙区を設けるかどうか。 3 選挙区を設けるとした場合、設置選挙のみに選挙区を設けるのか。選挙区は、旧町村単位とするのか。 4 選挙区を設けるとした場合、選挙区ごとの議員定数は、それぞれ何名とするか。(選挙区の議会議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。)	1 議会議員の特例定数は何人とするか。 2 定数特例後の議会議員の定数を何人とするか。 3 選挙区を設けるかどうか。 4 選挙区を設けるとした場合、設置選挙のみに選挙区を設けるのか。選挙区は、旧町村単位とするのか。 5 選挙区を設けるとした場合、選挙区ごとの議員定数は、それぞれ何名とするか。(選挙区の議会議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。)	1 在任期間はいつまでとするか。 2 在任特例終了後の議会議員の定数は何人とするか。 3 選挙区を設けるかどうか。選挙区は、旧町村単位とするのか。(選挙区については、合併後に定めることもできる。)

議会議員の定数及び任期等に関する小委員会意見及び選定理由（案）

小委員会の意見集約	選定理由
<p>旧町村の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後、平成__年__月__日まで引き続き新町の議会議員として在任する。</p>	<p>一部の委員からは、設置選挙すべきとの意見もあったが、在任特例を適用すべきとの意見が大勢を占めたことから、小委員会の意見としては、在任特例を適用することとした。</p> <p>【在任特例を適用する主な理由】 吾北村あるいは本川村の多くの住民からは、合併すれば、議員の数は当然のごとく大幅に減ることになるが、住民の声が行政に届かなくなるのではないかという不安が聞かれる。合併後、新しい町に慣れ親しみ、安心して暮らせる方向が定まるまでは、在任特例を行使し、地域のことを熟知した議員が住民の声を反映させていく責任があると考えられる。</p> <p>吾北村と本川村は人口が少ないものの面積は非常に広く、広いところに住民が点在しているのが現状であり、在任特例を行使し、合併後、一定期間は、対等に議員を置くべきと考える。そうすることによって合併に対する住民の不安感も払拭され、また、それぞれの議員も、新しい町の隅々まで地理や地域の実情を知ることができ、新しいまち全体のことを考えリードしていけるだけの責務が果たせるようになるものと考えられる。</p> <p>合併までに協議された膨大な調整事項や建設計画に基づく事業などが、合併後の予算や条例等の中で、確実に実行されるよう、合併に至るまでのプロセスを熟知した議員が、一定期間、見守ることが適切と考える。</p> <p>削減した経費を、住民の福祉や投資的経費にまわすことも大切であるが、合併によって、経費を削減するルールが敷かれる訳なので、地域のことを熟知した議員が特例法で許される一定期間残って、将来の方向を見定めることのほうが、円滑かつスムーズな合併を行うためには重要なことであると考えられる。</p> <p>《設置選挙を実施すべきという意見》 特別職が解職となるため、議員も、新町の住民に対して自分のきちとした方針、公約をされて選挙をして頂くのが一番理想的で公平でないかと考える。</p> <p>伊野町の住民グループや区長連合会から、在任特例の適用に反対する旨の要望書が出されており、この住民の声を誠意をもって受け止めるためにも、また、合併の目的でもある行財政の効率化を図っていくことから、設置選挙を行い、その際には、吾北村と本川村に配慮した議員定数を割り振るべきと考える。</p> <p>在任の期間については、合併までのプロセスや地域のことを熟知した現在の議員が責任をもって、実質上、新町のスタートとなる平成17年度当初予算を審議し、執行状況を確認した上で、平成18年度当初予算の審議を行ない、次の議員に引き継ぐことが適切と思われることから、平成18年3月議会の終了後に、在任特例終了後の一般選挙を行うべきと考える。</p>
<p>在任特例終了後の一般選挙における議員定数は、____人とする。</p> <p>在任特例終了後の一般選挙における選挙区は、____とする。</p>	